



平成24年4月25日

各位

会社名 KDDI株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 孝司
(コード番号 9433 東証第一部)
問合せ先 執行役員 コーポレート統括本部
総務・人事本部長 村本 伸一
(TEL. 03 - 6678 - 0982)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成24年9月30日(日)(当日は休日につき実質的には平成24年9月28日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成24年9月30日(日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成24年4月25日(水)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

株式の分割前の発行済株式総数	4,484,818株
株式の分割により増加する株式数	443,996,982株
株式の分割後の発行済株式総数	448,481,800株
株式の分割後の発行可能株式総数	700,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成24年9月14日(金)	
基準日	平成24年9月30日(日)	実質的には平成24年9月28日(金)
効力発生日	平成24年10月1日(月)	

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成24年10月1日(月)

(参考)平成24年9月26日をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成24年10月1日(月)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。

株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。

第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,000,000株とする</u> (新設) (新設)	第2章 株式 第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>700,000,000株とする</u> <u>第7条(単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> <u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成24年10月1日とする。</u> <u>第2条</u> <u>前条及び本条の規定は、平成24年10月1日をもってこれを削除する。</u>

なお、本年6月20日開催予定の第28期定時株主総会において、上記内容とあわせて単元未満株式の権利内容及び単元未満株式の売渡請求に関する規定の新設等を行う定款変更議案を付議いたします。

また、分割に伴う「2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の転換価額の調整につきましては、確定次第お知らせいたします。

以上